

令和6年12月
海上保安庁

電子水路通報（補正図）の先行提供について

日頃より、海上保安業務にご理解とご協力を頂きありがとうございます。

海上保安庁では、昨今の電子海図の需要拡大・国際的な次世代電子海図の開発等の動向を踏まえ、電子海図の利便性の向上に取り組んでいます。その一環として、紙海図の補正図に対応する電子海図の更新情報を、電子海図において、紙海図より先行して提供します。

現在は、紙海図の補正図と対応する電子海図の更新情報は、同じ日に発行しています。

今後、電子海図の編集工程の迅速化をすることにより、従前よりも3週間早く電子水路通報により提供します。なお、紙海図の補正図の発行時期に変更はありません。

今後は、電子海図と紙海図の内容の間に一定期間、違いが発生します。しかし、当該期間も含め、緊急性が高い情報や船舶交通の安全に必要な情報については、航行警報や管区水路通報等によって従前どおり速やかに提供します。

本取組につきましては、令和7年の電子水路通報第3号（令和7年1月24日発行）から開始しますので、ご理解賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。